

趣旨

平成28年7月に、道が市町村向けに避難所運営等の基本的な手順のひな形を示した「北海道版避難所マニュアル」について、「平成30年北海道胆振東部地震検証委員会」からの提言や「厳冬期における避難所運営訓練」の成果、新型コロナウイルスを含む「感染症対策」を加え改正しました。

改正のポイント

胆振東部地震

◆避難者台帳（名簿）の速やかな作成

停電に備え、マニュアルや様式（紙）を避難所で保管

◆車中泊の避難者への対応

エコノミークラス症候群等の予防対策

◆避難者の健康面に配慮した食事の提供

アレルギーへの配慮、ボランティアによる炊出、給食センターの活用

◆要配慮者への対応

- ・平時からの備蓄や発災時の調達体制の構築
- ・高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者、外国人、女性、子供、性的マイノリティなど、多様なニーズに配慮

◆福祉避難所の設置

福祉避難所の具体的な運営方法や支援の提供方法

厳冬期の訓練

◆積雪寒冷期の備蓄・災害食・暖房

- ・電気毛布や冬用寝袋の備蓄
- ・電気ポット等を活用した温かい飲み物の提供
- ・ポータブルストーブ使用時の換気、熱交換型温風機の導入検討

感染症対策（新型コロナウイルスを含む）

◆物資の備蓄

使い捨てマスク、体温計、石けん、ペーパータオル、消毒薬、ウエットティッシュ、使い捨て手袋、ビニールエプロン、嘔吐処理用具等

◆避難者自ら持参することが望ましいもの

- ・マスク（無い場合は鼻や口を覆うハンカチ等）
- ・アルコール消毒液（無い場合はウエットティッシュ等）
- ・体温計

◆避難所の開設

- ・可能な限り多くの避難所の開設（他の避難所やホテルの活用）
- ・親戚や友人の家等への避難の検討
- ・自宅療養者等の避難の検討（医療機関やホテルなどを事前検討）

◆避難者等の健康管理

- ・避難者及び運営スタッフの健康状態の確認（到着時に確認、その後も定期的に確認、保健師の巡回、避難者一人ひとりの健康チェック）

◆避難所の衛生管理

- ・手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底
- ・避難所の衛生環境の確保（物品の清掃、トイレの清掃、土足の禁止蓋付きゴミ箱の設置）
- ・十分な換気の実施
- ・スペースの確保（人との間隔はできるだけ2m（最低1m））

◆発症時等の対応

- ・患者の隔離や病院への搬送
- ・専用スペースの確保